

あなたの建物に、正しい住居番号を

1 次のような方は市役所へ届け出を…

富山市では、わかりやすい町づくりをめざして「住居表示に関する法律」に基づき、住居表示を順次実施しています。

正しい住所を使用していただくため、住居表示実施済み地域内で、次のような方は、届け出をしてください。

- 建物を新築された方
- 建物の出入口を変更された方（増改築）
- 建物を取り壊された方

※ この届け出をされないと住所が決まらず、住民票の異動手続きができません。

また、事務所・店舗等の住所についても届け出が必要です。

市役所では、みなさんからの届け出に基づいて調査を行い、正しい住所をお知らせする（住居番号の付番・変更・廃止を行う）ことになっています。みなさんの判断で間違った住所を使用されますと、郵便その他の配達物の遅配、誤配などで支障が生じることがあります。

また、整備された住居表示が混乱することにもなりますので、必ず届け出てください。

なお、この届け出は、建築基準法に基づく建築確認申請とは全く別の手続きです。

2 届け出に必要なものは…

- 建物の1階平面図及び配置図（敷地に対してどの位置に建物が建っているか確認できる図面）
ただし、マンション・アパートなどの集合住宅については、部屋番号も住所として使用しますので、別に各階の平面図が必要です。
- 手数料は無料です。

3 届け出をしていただく人は…

建築物の所有者、工事施工者。

4 届け出期間は…

建築確認を受けた日から建物が完成するまでの間。



5 届け出の後は…

届け出をされますと、町名表示板、住居番号表示板をお渡しします。表示板は玄関など外から見やすい場所に取り付けてください。

6 あなたの住所は…

住居番号が付けられますと、あなたの住所は次のように表示されます。また、登記簿及び戸籍は次のように表示されています。

項 目	表 示 方 法			
建物の住居表示	富山市〇〇町（△丁目） 町 名	〇番 街区符号	〇号 住居番号	
共同住宅の住居表示	富山市〇〇町（△丁目） 町 名	〇番 街区符号	〇 - 〇号 住居番号	〇号 部屋番号
登 記 簿	富山市〇〇町（△丁目）	□番		
戸 籍	富山市〇〇町（△丁目）	□番地		

※ 住所を省略記載する場合は、富山市〇〇町（△丁目）〇-〇となります（△は漢数字で表示し、「△丁目」は町名の一部ですから省略することはできません。）。

また、登記簿及び戸籍は土地の地番で表示していますが、戸籍については、本人の届け出により街区符号に変更することもできます。この場合、富山市〇〇町（△丁目）〇番という表示になります。

- 街区符号（〇番）

町の中を道路、水路等を境にしていくつかの区画（＝街区）に分け、各町の北西に近い街区から順に、右回りに連続蛇行してつけられた番号です。

- 住居番号（〇号）

各街区の北西の角から右回りに10メートル間隔に区切って番号（＝基礎番号）を付け、建物の主要な出入口が接している基礎番号を住居番号とします。

7 転入される方へ…

住居表示実施地区において住所が分からないときは、お問い合わせください。

市民課窓口第1係（電話 076-443-2050）